

## 建設工事に係る条件付き一般競争入札（持参方式・簡易型）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、県が発注する建設工事について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、競争性の向上、発注までの期間の短縮及び入札参加希望者の負担軽減等のため、簡易型の持参方式により入札を行う場合の手続等に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 簡易型の持参方式による条件付き一般競争入札（以下「本競争入札」という。）の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、県が発注する建設工事のうち予定価格が500万円未満の工事であって知事が選定したのものとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、予定価格が500万円以上の工事についても対象とすることができるものとする。

（入札の公告）

第3条 対象工事を本競争入札に付するときは、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1)和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）への掲載
- (2)対象工事を発注する機関（以下「発注機関」という。）での備付け

2 前項の規定により公告するときは、次に掲げる事項を共通入札公告（別記第1号様式の1）及び個別入札公告例（別記第1号様式の2）により行うものとする。

- (1) 入札に付する工事の概要に関する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札参加手続等に関する事項
- (4) 入札等に関する事項
- (5) 開札等に関する事項
- (6) 審査に関する事項
- (7) 落札者の決定方法に関する事項
- (8) その他本競争入札の手続に関し必要な事項

3 第1項による公告（以下「入札公告」という。）の期間（入札公告から第10条第1項に規定する入札書の提出期間の終期までをいう。以下同じ。）は、原則として10日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。

(入札参加資格要件)

第4条 本競争入札に参加できる者は、単体企業（経常建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）で、入札書を提出した日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 対象工事に共通する次に掲げる入札参加資格要件を満たしていること。ただし、経常建設工事共同企業体で参加する場合は、すべての構成員がア、イ、オ、カ及びキの要件を満たし、かつ、共同企業体としてウ及びエの要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。

エ 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行。以下、「資格審査取扱い基準」という。）若しくは和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行。以下「県外建設業者資格審査取扱い基準」という。）に基づく資格の認定を受けている者、又は資格審査取扱基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の再審査による再認定（以下「再認定」という。）を受けている者（以下両者を「資格認定等を受けている者」と総称する。）であること。

オ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続又は再生手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

キ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

(2) 工事ごとに定める次に掲げる入札参加資格要件のうち、次条の規定により決定する具体的要件を満たしていること。

- ア 入札に付する工事に対応した業種の資格認定等を受けている者であること。
- イ 資格審査取扱い基準における格付けに関する要件を満たしている者であること。
- ウ 資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準における審査項目に規定する総合点数に関する要件を満たしている者であること。
- エ 建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。
- オ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。
- カ その他知事が定める要件を満たしている者であること。

(工事ごとに定める入札参加資格要件の決定)

第5条 前条第2号に規定する工事ごとに定める入札参加資格の具体的要件を定めようとするときは、本庁発注の工事については本庁各局が別に定める当該局の入札審査会に、その他の工事については別に定める地方入札審査会の審議に付し、決定するものとする。

(設計図書等)

第6条 設計図書等の閲覧等については、入札公告に示した方法により行うものとする。

2 前項の閲覧等は、原則として、入札公告の期間について行うものとする。

3 設計図書等を電子化できる工事については入札情報システムによりインターネットを利用して取得させることができるものとし、フロッピーディスク、光ディスク、コンパクトディスク等の電子媒体に設計図書等を記録できる工事については電子媒体により配布することができるものとする。

(技術資料)

第7条 発注機関の長は、第4条に規定する入札参加要件を確認するため、入札公告を行った後速やかに、入札参加資格要件を満たすことを証明する資料（以下「技術資料」という。）の作成に係る事項等を記載した技術資料作成要領を本競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対して入札情報システム等により、交付するものとする。

2 発注機関の長は、前項の技術資料作成要領に記載する技術資料の作成に係る事項が簡易である場合は、その内容を入札公告に示すことにより、代えることができるものとする。

(最低制限価格の設定)

第8条 発注機関の長は、特に必要と認める場合には、最低制限価格を設けることができる。

(入札書の提出方法)

第9条 入札参加者は、発注機関の長が工事ごとに指定する入札書（別記第2号様式）を、入札公告に示す場所に持参し提出しなければならない。なお、持参以外の方法による提出は認

めないものとする。

(入札書の提出期間等)

第 10 条 入札書の提出期間（以下「提出期間」という。）は、入札公告に定めた期間とする。

- 2 入札参加者は、入札書を提出期間内に提出しなければならない。
- 3 提出期間外に提出した入札書は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
- 4 発注機関の長は、入札参加者及び入札執行者の事務の軽減を図るために必要と認めるときは、同一の場所における複数の入札の入札書提出期間を同一期間に設定することができるものとする。

(入札書の不受理)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、不受理とし、入札書不受理通知書（別記第 3 号様式）を添えて、当該入札書を提出した者（以下「入札者」という。）に返戻するものとする。

- (1) 持参以外の方法により提出された入札書
- (2) 提出期間外に提出された入札書

(入札の不成立)

第 12 条 入札公告で定めた開札日時において、次の各号のいずれにも該当しない入札書を提出した者が 2 者以上ないときは、この入札を不成立とする。ただし、再度公告をして行う入札については、この限りではない。

- (1) 金額の記入がない入札書
- (2) 金額を訂正した入札書
- (3) 第 9 条に規定する入札書でない入札書
- (4) 入札書の建設業許可番号が記載されていない入札書
- (5) 入札書の商号若しくは名称（經常建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表幹事の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 同一人が同一の工事において 2 以上の入札書を提出した場合のそのすべての入札書
- (8) 談合その他の不正な行為によってされたことが明らかであると認められる入札に係る入札書（第 15 条第 5 項の規定により入札が成立したと判断された後に認められたものを除く。）

(9) 第4条に規定する要件を満たさないことが明らかであると認められる者がした入札書(第15条第5項の規定により入札が成立したと判断された後に認められたものを除く。)

(失格)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札候補者となることができない。

- (1) 金額の記入がない入札書により入札をした者
  - (2) 金額を訂正した入札書により入札をした者
  - (3) 第9条に規定する入札書を用いないで入札をした者
  - (4) 入札書の建設業許可番号が記載されていない入札書により入札をした者
  - (5) 入札書の商号若しくは名称(經常建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表幹事の商号又は名称)、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書により入札をした者
  - (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書により入札をした者
  - (7) 同一の工事において2以上の入札をした者
  - (8) 明らかに談合その他の不正な行為によって入札をしたと認められる者
  - (9) 第4条に規定する要件を満たさない者
  - (10) 最低制限価格未満の入札をした者
  - (11) 指定された期限までに技術資料を提出しなかった者
  - (12) 虚偽の技術資料を提出した者
  - (13) 前各号に掲げる者のほか、入札公告において指示した事項に反して入札を行った者
- (入札書の受理)

第14条 入札執行者は、提出された入札書は受領することとし、受領した入札書が、第11条の規定に該当する場合は不受理とするものとする。

2 一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

3 入札執行者は、第10条第4項により複数の入札の入札書提出期間を同一期間内に設定した場合は、入札書投函箱を複数設置するなど、入札参加者が入札書の提出先を混同しないよう努めるものとする。

(開札)

第15条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとし、入札執行者は、開札予定時刻になったことを確認した後入札者の面前において行うものとする。なお、発注機関

の長が、入札者及び入札執行者の事務の軽減を図るため、入札公告において複数の入札の開札日時を同一の時刻とした場合においては、入札執行者が予め定めた順序により開札を行うことができるものとする。

- 2 入札執行者は、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。
- 3 入札執行回数は、1回とする。
- 4 入札執行者は、開札後直ちに入札書に通し番号を付し、提出のあった入札書の数を公表した上で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）から順に入札参加資格要件等の審査を行う旨を宣言し、開札手続を終了するものとする。
- 5 入札執行者は、開札手続終了後速やかに、入札書について第12条に規定する事由の有無を審査し、発注機関の長は、同条の規定に基づき、開札日において当該入札が成立したか否かの判断を行うものとする。ただし、発注機関の長は、入札成立後であっても、開札日において当該入札を不成立とすべき事由があったことを認めた場合は、当該入札を成立とした判断を取り消すこととする。

（落札候補者決定のための発注機関の長による入札参加資格要件審査）

第16条 発注機関の長は、前条の規定による当該最低価格入札者に対し技術資料の提出を指示するものとする。

- 2 最低価格入札者は、発注機関の長から技術資料の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内（休日を含まない。）に提出しなければならない。
- 3 最低価格入札者が2者以上ある場合は、発注機関の長は、前項に規定する技術資料の提出期限までの間に、当該最低価格入札者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、くじを行う日時及び場所は発注機関の長が指定するものとし、指定する日時及び場所に当該最低価格入札者が出席しない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 4 一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、発注機関の長は、必要と認めたときは、すでに提出された技術資料に関しより詳細な資料を提出させることができるものとする。
- 5 発注機関の長は、技術資料の受領後速やかに、最低価格入札者が第4条に規定する入札参

加資格要件を満たしているか否かの審査を行うとともに、第 13 条の失格事由に該当しないことを確認した上で、落札候補者として決定する。この場合において、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し技術資料の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次審査するものとする。

6 前項の審査の結果における落札候補者が、当該審査以降において第 13 条の規定による失格となった場合には、前項後段の規定の例により落札候補者を決定するものとする。

7 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書（別記第 4 号様式）により取りまとめ、入札書とともに発注機関で保存するものとする。

8 入札参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して原則として 5 日（休日を含まない。）以内に行わなければならない。

（落札決定方法）

第 17 条 発注機関の長は、前条に規定する手続きを経て落札候補者となった者を落札者とするものとする。

（落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定）

第 18 条 発注機関の長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にファクシミリ又は電話により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

2 発注機関の長は、第 16 条第 5 項の審査により当該最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該最低価格入札者に対して入札参加資格要件不適格通知書（別記第 5 号様式）により通知をするものとする。

3 落札決定後、契約の日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は構成員を含む。以下同じ。）が、第 4 条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

（入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第 19 条 前条第 2 項の通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 当該入札参加資格要件を満たさないと認められた者が前項の説明を求める場合は、苦情申立書（別記第 6 号様式）を持参し、又は郵送して行うものとする。

3 発注機関の長は、第 1 項の規定により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。

4 当該苦情の申立ては、第 17 条から第 20 条までの事務の執行を妨げないものとする。

(入札結果等の公表)

第 20 条 発注機関の長は、対象工事の入札結果については、落札決定後に速やかに入札経過書(別記第 7 号様式)により、入札情報システム等において公表するものとする。

2 発注機関の長は、前項の公表までの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(入札の延期及び取り止め)

第 21 条 知事は、本競争入札において、事故等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき、又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることができるものとする。

(費用の負担)

第 22 条 入札書、技術資料及び苦情申立書の作成並びに提出及び郵送に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

(その他)

第 23 条 発注機関は、入札参加者が提出した技術資料を、当該入札参加者に無断で使用しないものとする。

2 対象工事の入札関連書類は、和歌山県ホームページに掲載するものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 1 日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 1 日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 2 月 12 日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 16 日から施行し、平成 21 年 5 月 1 日以降に提出期間を定めた対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年 4 月 15 日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。